

モニタリング調査等の実施について

- 1 関係行政機関の実施するモニタリング結果については、新たな屋久島世界遺産地域管理計画に基づき、「科学委員会において科学的見地からの適切な評価を行う」等としたところ。
- 2 モニタリング結果の評価の基準とその手順については、「屋久島世界自然遺産地域モニタリング計画」において明らかにしている。
- 3 平成26年度に関係行政機関が実施したモニタリング調査等は、別紙1「前回」欄に記載のとおり。また、平成27年度の予定は、「今回」欄に記載のとおり。

(参考) 「屋久島世界遺産地域管理計画」(抜粋)

5. 管理の方策

(4) 調査研究・モニタリング及び巡視活動

ア. 基本的な考え方

遺産地域の保全・利用に当たっては、科学的知見に基づく管理を行うことが必要であり、科学委員会の助言を得つつ、調査研究・モニタリング及び巡視活動を行うものとする。また、これらの結果に応じて保全方法や利用方法の見直し等を行い、より効果的な手法により遺産地域の順応的な管理を行うものとする。

イ. 調査研究・モニタリング

遺産地域を科学的知見に基づき順応的に管理していくため、関係行政機関、研究機関や研究者、地域の団体等が連携して調査研究を実施し、科学的知見の集積に努める。

関係行政機関は、過去に行われた調査研究について整理を行うほか、以下の方針により、研究機関や研究者、地域の団体等とも連携・協力して、効果的な調査・モニタリングに努める。また、これらの結果については、科学委員会において科学的見地から適切な評価を行うとともに、遺産地域の管理に必要な管理指標を検討する。関係行政機関は、検討結果を踏まえて、遺産地域の管理に必要な管理指標を設定し、調査項目を選定して長期的なモニタリングを実施する。

(略)